

行政書士佐藤国際法務事務所

(東京)

**「異国の地・日本」の外国人の生活を支援
日本の真の国際化に寄与する行政書士**



イメージキャラクターのSATOちゃん。
現在、商標登録を申請中

日 本経済の将来に大きな打撃を与えかねない少子化問題――。大学の生徒数減少に歯止めを掛けるため、海外からの留学生を呼び込むなど、国を上げた取り組みも進んでいる。

しかし、日本の外国人留学生総数約11万人のうち6割が日本での就職を希望しているが、職に就けているのはその半数だ(文科省2008年12月調べ)。

「諸外国に比べて日本における外国人の占める割合は、未だ低い状態です。当事務所では、日本の更なる国際



佐藤 啓子 所長

化を目指し、日本人と外国人が分け隔てなく生活できる社会を創る一助になりたいと考えています」

こう話すのは、2000年2月に開業以来、10年間、許可申請のプロフェッショナルとして活躍している行政書士佐藤国際法務事務所 所の佐藤啓子所長だ。

会社設立時の届出や営業許可など、国や地方の行政機関に提出する法的な申請書類の作成を行う行政書士。中でも同事務所では、外国人を対象にした入国審査やビザ(査証)申請をメイン業務として、永住権の取得や帰化、国際結婚離婚、在留許可などのサポートを展開している。

開業以来手掛けてきた案件数は、関東圏を中心に約600件。依頼者の国籍は

中国人が全体の3分の1と最も多いが、同事務所のスタッフは、中国語と韓国語、英語の3か国語に精通している。取扱えるビザの種類は26種あり、様々な国籍に対応できる。

**渡航・滞在の支援のみならず
人生の節目をサポートする**

「ビザの申請には、入国管理法や行政手続法、民法のほか、ときには刑法が関わってくる。また、申請の手続きもその国ごとに複雑で、豊富な知識・ノウハウが問われます」

こう話す佐藤所長は開業以前に、一般企業の国際事業本部や法律事務所勤務した経歴を持つ。海外事業や法律の知識・技術は、現在の行政書士業務に存分に生かされている。

「異国の地で右も左もわからない。そんな方々の留学、就職、起業、結婚などまで、人生の節目を一貫して支援しています」(佐藤所長)

ビザを取得した外国人が、日本で起業したい場合に役立つのが、海外からの支店設置も含めた会社設立支援だ。設立後のアフターケアも帳簿管理から決算報告書の作成までの会計記帳を同事務所が代行する。また、助成金や融資付けの相談にも応じている。

「今後、外国人の総合サポートとして、グループのSATO不動産とSATO総合サービスが中核となり、不動産部門を本格的に推進し、外国人にも安心して入居できる住居を斡旋してい

きたいです」(佐藤所長)

「賃貸住宅に入居したいが、外国人という理由で断られる」「保証人を立てることが難しい」など、外国人特有の悩みを解決する。

さらに今後は、事業用不動産の仲介や投資家向けの不動産投資コンサルティングなどにも、その裾野を広げていくという。

【会社データ】

本社 東京都新宿区高田馬場4-9-11-807

☎ 03-33663-4330

設立 2000年2月

事業内容 ビザ業務、会社業務、許認可業務、市民法務

行政書士登録番号 第00089132号

http://www.sato-office-visa.jp